



引っ越しの季節が やってきました 住民異動の届出はお早めに!!

問い合わせ窓口

- 住所異動・印鑑登録のこと ……☎62-2112
- 国民健康保険・年金のこと ……☎62-2112
- 児童手当のこと ……☎62-2115
- 上下水道のこと ……☎62-2119
- …………☎62-2348

住所の異動には住民異動届の手続きを

他の市区町村への転出、鏡石町内での転居など住所が変わるときには、住民異動届(左の写真参照)の手続きが必要となります。住民異動届の用紙は、窓口へ備え付けてありますので、窓口の職員に声をかけてください。

春は入学・就職そして転勤などで引越しをする方も多いと思います。今月は、住所異動などに関する手続きについてお知らせいたします。

●住所変更の時は 異動届付け

転入や転出などによって住所が変わった場合には、役場で住所異動の届出をお願いします。正しい住所を届けていないと国民年金や国民健康保険、医療費の助成や児童手当の給付が受けられないなどの影響が出てきます。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。各届出の期限は、表1で確認してください。

●住民異動や戸籍の届出の際 本人確認を行ってあります。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真付の身分証明書をこ持参ください。

届出は、異動者本人または同じ世帯の方が行ってください。その他の方が代理人として届ける場合は、異動者本人が書いた委任状が必要です。

●印鑑登録は 本人が申請を

印鑑登録の手続きは、登録する本人が申請するのが

原則です。どうしても代理人に依頼しなければならぬ場合は本人が書いた代理人選任届が必要です。

なお、代理人申請の場合、その場で登録証(カード)及び印鑑証明書の交付は出来ません。登録意思を確認するための照会書を本人宛に郵送し、本人が署名・押印した回答書を本人または代理人がお持ちになったときに交付しますので余裕を持って登録してください。

●届出は時間の 余裕を持つて

これからの時期、特に週末や金曜日は窓口が混み合う場合があります。転入と同時に婚姻などの戸籍届出や印鑑登録・保険証交付などを受けられる方は、手続きに多少お時間がかかりますので、余裕を持ってお越しください。

●就職・退職したら 国保の手続きを

職場の健康保険に加入、脱退した場合は、役場への届出が必要になります。

加入や脱退の届出が遅れると、保険税をさかのぼって何年分も納めることになったり、国保で使った医療費を後で返すことになったりしますのでご注意ください。

なお、国保に加入する場合は、職場の健康保険をやめた証明書(退職した証明書など)を、国保を脱退するときは、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方をお持ちください。

●児童扶養手当などを 受けている方は

児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出などの住所変更をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って町健康福祉課で手続きをしてください。

また、転出される方で、引き続き他の市町村で受給される方は、本町で発行する所得証明書を持って転入先で手続きをしてください。

なお、手続きが遅れた方は手当の返還を求められることとありますので、ご注意ください。

●児童手当を受けて いる方は

児童手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなりません。受給者の方は本町から児童手当所得証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に転入された市町村で新たに手続きをしてください。

●水道の連絡も忘れずに

引っ越しで、水道を止めたり、新たに使用したりする場合は、3日前までに上下水道課にご連絡ください。水道は、引っ越し当日まで使用することができません。

また、家を新築や改築するために水道の使用を一時中止する場合や、旅行などで長期間留守にするために水道をご使用にならない場合も連絡をお願いします。

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに(届出事由)	いつ(届出期間)	だれが(届出人)	届出に必要なもの(添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人()	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に	本人、同じ世帯の方または代理人()	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めた日から14日以内	本人、同じ世帯の方または代理人()	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑

代理人の場合は委任状が必要です。

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険をやめた証明書(退職証明書など) 印鑑、年金受給している方は年金証書
	子どもが生まれたとき	親の保険証、母子健康手帳、通帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、通帳、印鑑
その他の異動	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、外国人登録証明書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、年金証書、印鑑
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印鑑
その他の異動	同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、在学証明書、印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)

みんなで支えあう 国民年金

国民年金加入の 手続きを 受給するには

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の農業、自営業、学生、または勤務していても厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受給するためには、原則25年以上の年金加入期間(保険料を納めた期間+免除を受けた期間)が必要となります。加入の手続きを行わないでいると、加入期間が満たなくなり、年金が受給できないことになってしまいます。会社を退職した方は、必ず町税務町民課で国民年金加入の手続きをしてください。

国民年金に加入していても、経済的な事情で納付が困難な方のために、免除制度があります。退職による免除申請の手続きを行う場合は、雇用保険受給資格者証などが必要となります。

(注1)必要書類は各人により異なりますので事前に社会保険事務所へ確認してください。